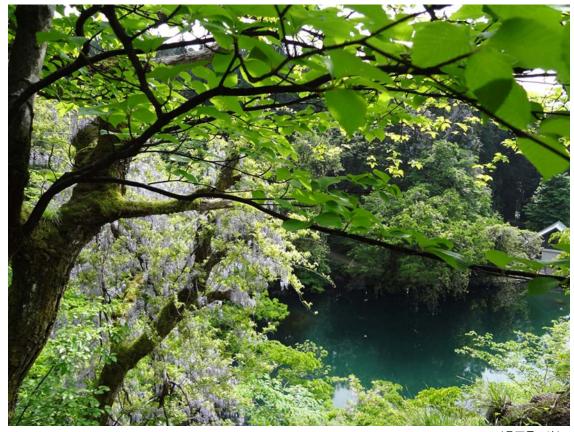
事務所通信

2012年6月号 No.84



(月不見の池)

CONTENTS

所長コメント
門長コメント
一が成功の道標
一 税務Q&A
一 お知らせ おもしろ雑学
一 厚生年金保険の被保険者
P3
一 休日カレンダー あとがき
P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

成功の道標「社長業、八つのチェック」

日本経営合理化協会の牟田学理事長は、『社長業も、打つ手が複雑で、広範囲になったし、成否の要因も様々である。行動をチェックして欲しい。』と言って以下の項目を挙げています。

一、時流に乗っているか

創業はメリヤスが主流品であったが、今は全く売っていない。マーケットも、生産 地も商品も時流を捉えているか。事業は進化しているか。

一、独自の思想・手法を持っているか

他人やライバルと同じ考え方とか手法であれば競争が激しい。

一、力を分散していないか

社長は一つのことにのめり込んで集中する。一つが成功しないで力を他へ分散していないか。多角化は、一つ一つへの集中が大事である。

一、顧客志向であるか

時間も、値段も、品質も、サービスも、事業はすべてお客様のために存在している。 お客様に強く必要とされるように生きる。

一、激しい競争に強いか

特に、今の時代は売りが弱いと成功しない。生産は売りを満足させるためにある。 売りの方法は5通りしかない。

一、社長に魅力があるか

人間の魅力とは、性格のことである。社員も、お客様も、友人も、その魅力のために付き合い、買ってくれる。会社の魅力と将来性を社員に説く。また、社長は体力が仕事を左右する。

一、不慮の出来ごとに備えているか

鎌倉に渡来していた無学祖元は、元寇の来襲に対し、北条時宗に、「莫煩悩」と教え、博多湾に巨大防塁を築かせた。元寇の船は二度目の来襲で台風に遭遇し、沈んだ。神風が吹いたと言われた。まず、備えること。ユーロの影響は大きいか、小さいか。備えはどうか。

一、投機に走らない。

今の時代は本来の経営に集中する。投機で失敗する社長が 多い。金融にも、商品にも、相場は少し控えめが良い。



減価償却の改正

(1) 減価償却資産の定率法の改正

イ 定率法の償却率の改正

平成 24 年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率 (1/ 耐用年数)を2.0 倍した割合(改正前:2.5 倍した割合)とされました(所令 120 の2)。

口 経過措置

- (イ) 平成24年分においてその有する減価償却資産につき定率法を選定している場合において、 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に減価償却資産の取得をするときは、その減価 償却資産については平成24年3月31日以前に取得したものとみなして、改正前の償却率によ る定率法により償却費の額を計算することができます(平成23年12月改正所令附則2②)。
- (ロ) 平成24年分においてその有する減価償却資産につき定率法を選定している場合において、 平成24年分の確定申告期限までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、平成24年分又は平成25年分以後の各年分において改正後の償却率により償却費の計算等を行うことができます(平成23年12月改正所令附則2③)。
- (注) 適用を受ける最初の年分において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産 については、この特例を受けることはできません。

(2) 資本的支出をした場合の取得価額の特例の改正

定率法を採用している減価償却資産に資本的支出を行った場合に、その支出をした日の属する年の翌年1月1日において減価償却資産の取得価額と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の取得価額との合計額を取得価額等として一の減価償却資産を取得したものとすることができる特例について、平成24年3月31日以前に取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできないこととされました(所令127)。

(3) 耐用年数の短縮特例

(所令 130)について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間(改正前:使用可能期間)をもって耐用年数とみなし、償却費の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とされました。 《適用関係》この改正は、平成 24 年以後の各年分において承認を受ける場合のその承認に係る減価償却資産の償却費について適用されます(平成 23 年 12 月改正所令附則4)。

(4) 陳腐化償却

陳腐化償却(旧所令133の2)が廃止されました。



《適用関係》この改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用されます(平成 23 年6月改正所令附則4)。

< 小 林 >

厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶などの適用事業所に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。

パートタイマー

パートタイマーであっても事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等から総合的に判断されます。労働時間と労働日数が次のとおり、それぞれ一般社員の 4 分の 3 以上であるときは、原則として被保険者とされます。ただし、この基準は一つの目安であり、これに該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は、被保険者とされます。

(ア)労働時間

1日の所定労働時間が、一般社員の概ね4分の3以上(一般社員の所定労働時間が1日8時間であれば6時間以上)の場合に該当します。日によって勤務時間が変わる場合は、1週間で合計し、所定労働時間のおおよそ4分の3以上である場合に該当します。

(イ) 労働日数

1か月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数の概ね4分3以上であれば該当します。 すなわち、その事業所で同じような業務をしている一般社員の概ね4分の3以上勤務している場合に該当します。

被保険者とされない人

厚生年金保険の被保険者とされない人は、次表のとおりですが、一定期間を超え雇用される場合は、「常時使用される」ものとみなされ、被保険者となります。

| 被保険者とされない人 | 被保険者となる場合 |
|-------------------|----------------------------------|
| 日々雇い入れられる人 | 1 か月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から |
| | 被保険者となる。 |
| 2か月以内の期間を定めて | 所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その |
| 使用される人 | 日から被保険者となる。 |
| 季節的業務(4か月以内)に | 継続して4か月を超える予定で使用される場合は、当初から被保 |
| 使用される人 | 険者となる。 |
| 臨時的事業の事業所(6か月以内)に | 継続して6か月を超える予定で使用される場合は、当初から被保 |
| 使用される人 | 険者となる。 |

届出の方法

事業主は、新たに従業員を採用したとき又は退職者等があったときは、被保険者について「被保険者資格取得届」又は「被保険者資格喪失届」を5日以内に日本年金機構(事務センター又は年金事務所)へ提出します。 参考:日本年金機構

< 堀 田 >

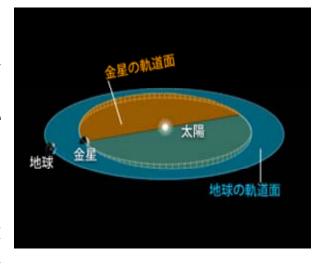
金星の太陽面通過

6月6日の朝から昼過ぎにかけて、金星が太陽の前を横切る「金星の太陽面通過」が見られます。この現象は 2004 年 6月8日にも起こりましたが、今回を見逃すと次回は 105 年後(2117 年 12 月)です。平日のお昼ですが、ぜひ時間を見つけて観察してみましょう。

太陽面通過の観察は太陽の観察とほとんど同じことですので、減光方法などに注意が必要です。5月21日の日食で使った器具が今回も活躍します。

金星は地球よりも太陽に近いところを回る 惑星なので、地球と太陽の間に入り込むこと があります。地球、金星、太陽がこの順番で 一直線になる状態を金星の「内合」と呼びま す。ただし、金星の公転軌道は地球の公転軌 道に対して3度以上傾いているので、内合の たびに地球から見て太陽面通過を起こすわけ ではありません。

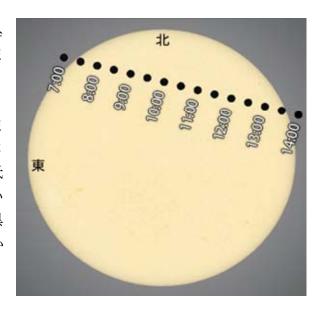
金星の太陽面通過(日面経過などとも呼ぶ) が起こるのは、図のように金星が地球の軌道 面を横切る位置にあって、なおかつ内合が起



こるタイミングです。これはおよそ 243 年に 4 回しかありません。前回の太陽面通過は 8 年前の 2004 年 6 月でしたが、その前はさらに 121 年半さかのぼった 1882 年 12 月のことです。また、2012 年 6 月の次は 105 年半後の 2117 年 12 月になってしまいます。

金星は北東やや北寄りから太陽面に入り込み、まっすぐ進んで北西やや西寄りへ抜けます。

太陽には黒点と呼ばれる模様があるので、 運が良ければ金星と同時に見ることもできま す。その際は大きさや形を比べてみてくださ い。ちなみに、黒点は周囲より温度が少し低 いため暗く見える点ですが、黒点自体も輝い ていることに変わりないため、金星の方が黒 く見えます。その違いは写真撮影でわかるか もしれません。



< 原 >



同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などは消費税の課税仕入になりますか? (定期的に会報、機関誌が配布されます。) また、総会に出席した時の領収証に「総会費・懇親会費 〇〇〇円」とありますが、消費税の課税仕入にして良いでしょうか?



会報、機関誌等について、通常業務の一環として構成員に配布される場合で、その会報等の発行費用が構成員からの会費、組合費等によって賄われているときは、その配布は資産の譲渡等に該当しませんので、課税仕入とすることはできません。また、総会費については当該団体が自己の通常活動の一環として開催し、参加する会員に負担させていると考えられますので、課税対象外になります。総会後に行なう懇親会の費用については、参加費が懇親会の費用に充てられるということが明確でない限りは、その全体が課税対象外となります。



同業者団体で行なう共同行事の主宰者として、宣伝、会議等の費用負担金を、参加者からから集める場合、経理処理はどのようになりますか?



主宰者が構成員のために負担金などを受け取って宣伝、販売促進などを行うことになりますので、その負担金などは役務の提供の対価として、 課税売上となります。この場合には、各構成員は、負担した負担金、賦 課金等について仕入税額控除の対象とすることができます。

ただし、その共同行事のために要した費用の全額について、構成員ごとの負担割合があらかじめ定められている場合において同業者団体などが、その負担割合に応じて各構成員がその共同行事を行ったものとして、経理している場合には、同業者団体などの売上げ、仕入れに関係しないものとすることができます。

例えば、同業者団体が負担金など、構成員からの受入額を仮受金などとして処理し、広告料などを支払った場合にはこの仮受金からの支払とするというように、負担金等の受入れ、払出しを仮勘定によって処理している場合です。この処理が行われている場合には、構成員が直接、広告会社などに広告料などを支払ったものとして取り扱われます。

なお、剰余金が生じた場合は、原則どおり、会員から徴収した負担金 等が課税売上になることに留意してください。

< 広 川 >

研修 予定

| 日時 | 研修内容 | 場所 | 講 | 師 | 参加費 |
|-----------|----------|------------|-----|------|-----|
| 6月21日 (木) | テルモ経営研究会 | 加藤輝守税理士事務所 | | | |
| 午後6時30分~ | 『マルサの話』 | 2Fセミナールーム | 税理士 | 藤木嘉壽 | 無料 |

お客様をご紹介ください!

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします!

お客様の広告チラシ等がございました ら月一回発行の事務所通信に同封 いたします。お気軽にお申し付け下さ い。



~ おもしろ雑学 ~ 梅雨(つゆ)

梅の実が熟す頃の雨というので「梅雨」と書く。また、この頃ははま黴(カビ)がはえやすいので黴雨(ばいう)からきているとも言われる。「つゆ」という読みの方は、ものが腐りやすい時期なので「潰(つひ)ゆ」がなまったものとも、露からきているともいわれる。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より(担当:丸田)

休日カレンダー



6 月 (水無月) JUNE

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|-----|-----|------------|-----|--------------|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 倉又·田中 |
| 10 | 1 1 | 1 2 | 1 3 | 1 4 | 1 5 | 16 広川・原 |
| 17 | 1 8 | 1 9 | 2 0 | 2 1 | 2 2 | 2 3 斉藤·山田 |
| 2 4 | 2 5 | 2 6 | 2 7 | 2 8 | 2 9 | 30 |

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・土曜日も元気に営業しています。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

6月の税務

6月11日 平成24年5月分源泉所得税・住民税の納付

6月29日 6月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出

7月2日 平成24年4月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成24年10月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成24年7月、10月、平成25年1月決算法人の消費税の中間申告・納付

あとがき

先日の金環日食に空を見上げていた人は多いのではないでしょうか。私は残念ながらグラス等全く用意していなかったのでテレビで見ていました。先月の頭にはスーパームーン現象(月が地球に接近したときの満月で普段よりも大きく見える現象)がありこちらは実際に見ましたが、大きさについてはわからなかったもののいつもより明るく感じられました。

滅多に見られない天体ショーに『だから何?』と言ってしまえばそれまでですが、一時の空を見上げるゆとりと子供のようなドキドキワクワク感をいつまでも大切にしたいものです。

また近々金星日面経過が見られるとのことで、こちらも楽しみにしています。

< 田 中 >